

くみ、家族全体を視野に入れた業務、後者は病院内看護の延長上にあつて患者本人への看護が中心とみることでもできよう。

厚生省としては、「訪問指導は、保健婦等が本人又はその家族に対して治療等について必要な指導を行うものであり、看護そのものを行う訪問看護とは性格を異にするものである。これは、本人

やその家族が上手に療養、看護していくための応援をするという考え方に基づいているが、指導の中で保健婦等が実際に看護等を行うことを妨げるものでないことはいうまでもない」と、訪問指導の性格づけを行っている（前厚生省老人保健部長吉原健二編著「老人保健法の解説」昭和58年12月）。

Ⅲ 訪問指導員の背景

1 年齢と所持免許

訪問指導員（訪問指導に従事している非常勤看護職）の年齢は〈表16〉のとおりである。30歳以下は少ないが30歳から65歳以上に至るまで幅広い年齢層にわたっている。平均は48.7歳。

所持免許については、約半数が看護婦（保健婦又は助産婦の免許所持者を除く）、保健婦（助産婦の免許もあわせ持つ者を含む）が3割強である〈図8〉。

免許別に年齢をみても、保健婦は60歳以上

が多く、定年退職後非常勤で働いている人が多いことがわかる。看護婦は広い年齢層にわたっており、准看護婦は30～49歳が9割を占めている〈図9〉。

2 就業経験

訪問指導員のほとんどが、訪問指導の仕事に就く前に看護職として働いた経験を持っている。その年数は5～10年が多く、次いで30年以上が多い〈表17〉。平均は16.2年。

図8 訪問指導員の所持免許

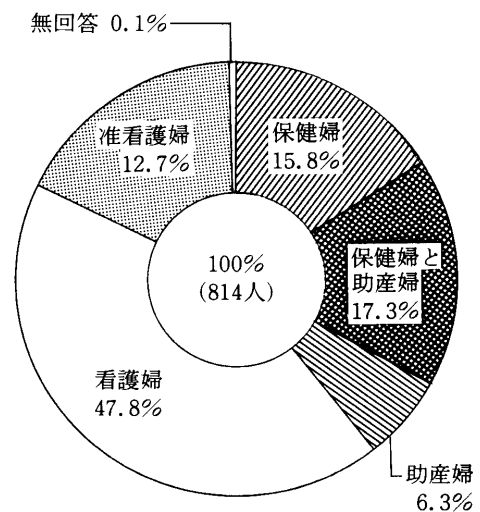


表16 訪問指導員の年齢

年齢	訪問指導員数	%
～ 29才	21	2.6
30 ～ 34	94	11.5
35 ～ 39	138	17.0
40 ～ 44	90	11.1
45 ～ 49	80	9.8
50 ～ 54	77	9.5
55 ～ 59	101	12.4
60 ～ 64	123	15.1
65～	88	10.8
無回答	2	0.2
計	814	100.0

図9 訪問指導員の免許別年齢

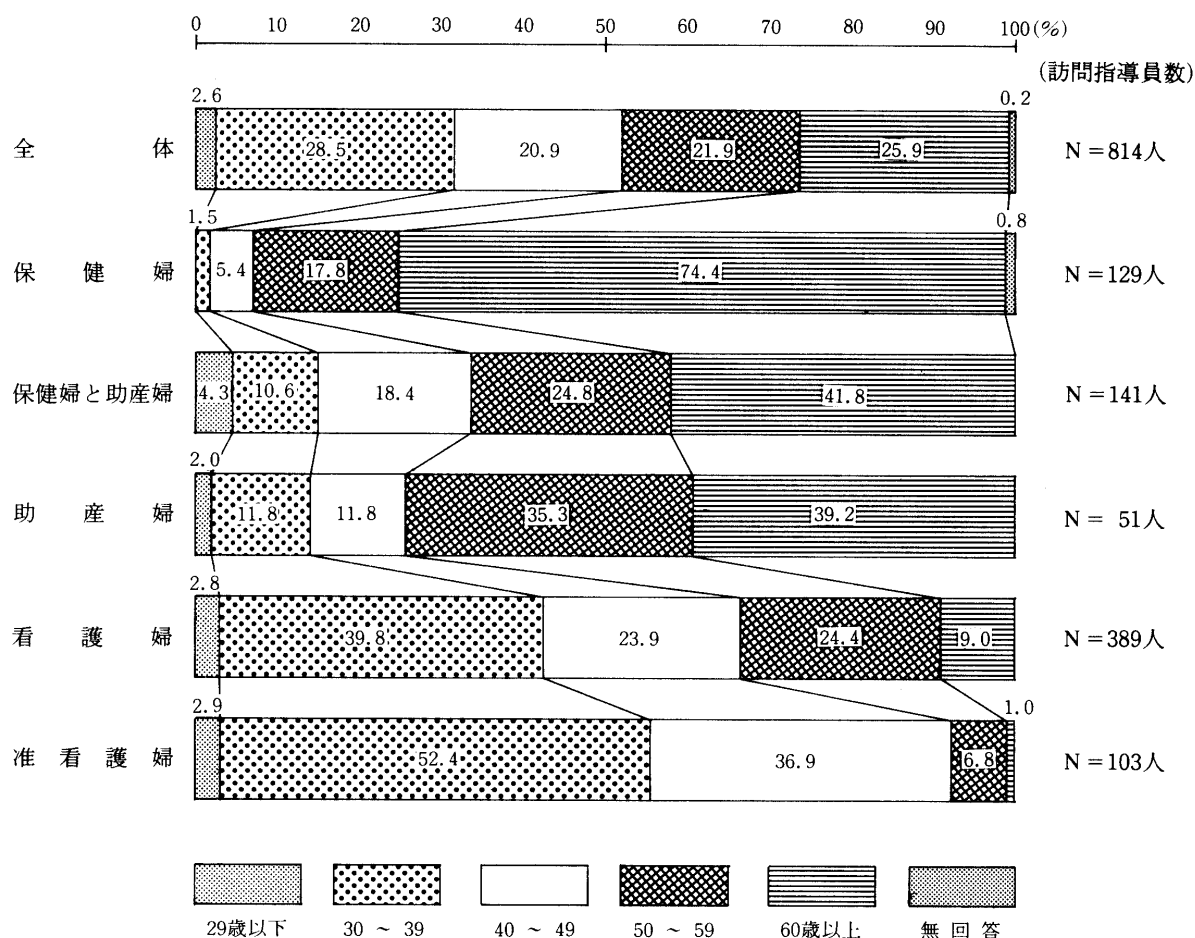
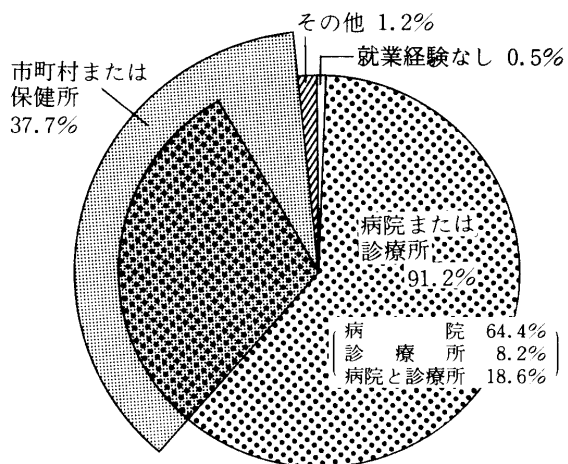


表17 訪問指導に就く前の看護職としての就業年数

就業年数	訪問指導員数	%
なし	4	0.5
1 ~ 4年	103	12.7
5 ~ 9年	230	28.3
10 ~ 14年	138	17.0
15 ~ 19年	69	8.5
20 ~ 29年	97	11.9
30年以上	164	20.1
無回答	9	1.1
計	814	100.0

働いていた場所は〈図10〉のとおりである。9割が病院又は診療所での就業経験があり、4割弱が市町村又は保健所での就業経験を持っている。

図10 訪問指導に就く前の就業場所



注：訪問指導員814人が100%

後者は就業年数の長い者が多い(巻末第53表参照)。上のブランクがあり〈表18〉, その平均は9年で約4分の3の人が訪問指導に就くまでに1年以上ある。

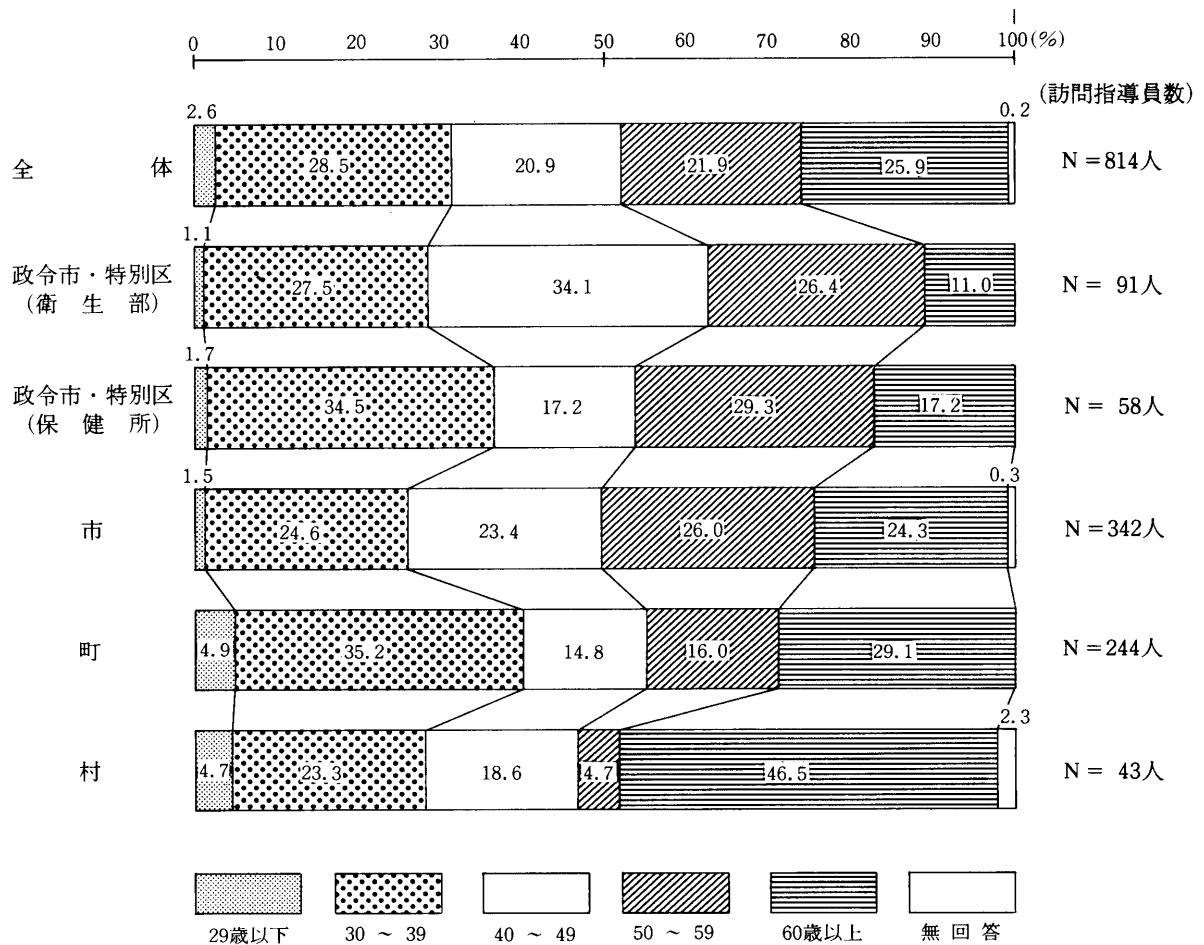
表18 訪問指導に就く前のブランクの期間

	訪問指導員数	%
1年未満(なしを含む)	228	28.0
1 ~ 2	66	8.1
2 ~ 5	117	14.4
5 ~ 10	164	20.1
10 ~ 15	107	13.4
15年以上	108	13.3
無回答	22	2.7
計	814	100.0

表19 寝たきり者訪問指導従事期間

	訪問指導員数	%
1年未満	99	12.2
1 ~ 2	87	10.7
2 ~ 3	123	15.1
3 ~ 4	129	15.8
4 ~ 5	142	17.4
5 ~ 7	91	11.2
7 ~ 10	60	7.4
10年以上	68	8.4
無回答	15	1.8
計	814	100.0

図11 訪問指導員の年齢



寝たきり者の訪問指導に従事してからの年数（常勤保健婦、看護婦として寝たきり者の家庭訪問をしていた経験があれば、その期間も含む）は、〈表19〉のとおりである。

3 都市と町村の違い

訪問指導員の背景は、求人事情の違いを反映し、都市部と町村部とでは差が大きい。年齢別にみると、町村では子育てが一段落した30歳代と定年退職後の60歳以上の2つの山があるが、政令市・特別区ではそのような山はなく、60歳以上は少ない

〈図11〉。免許については、政令市・特別区では看護婦に集中しているのに対し、町村ではバラエティーに富んでいる。准看護婦は、政令市・特別区ではほとんど採用していないが、町村では2割を越える。又村では保健婦が半数近くを占めている〈図12〉。

就業経験については、政令市・特別区では病院又は診療所のみ経験者が7割を超えており、就業年数は町村と比べ短い者が多い。他方町村では、長年市町村や保健所で働いていた人も多い（〈図13〉及び巻末第52、53表参照）。

図12 訪問指導員の所持免許

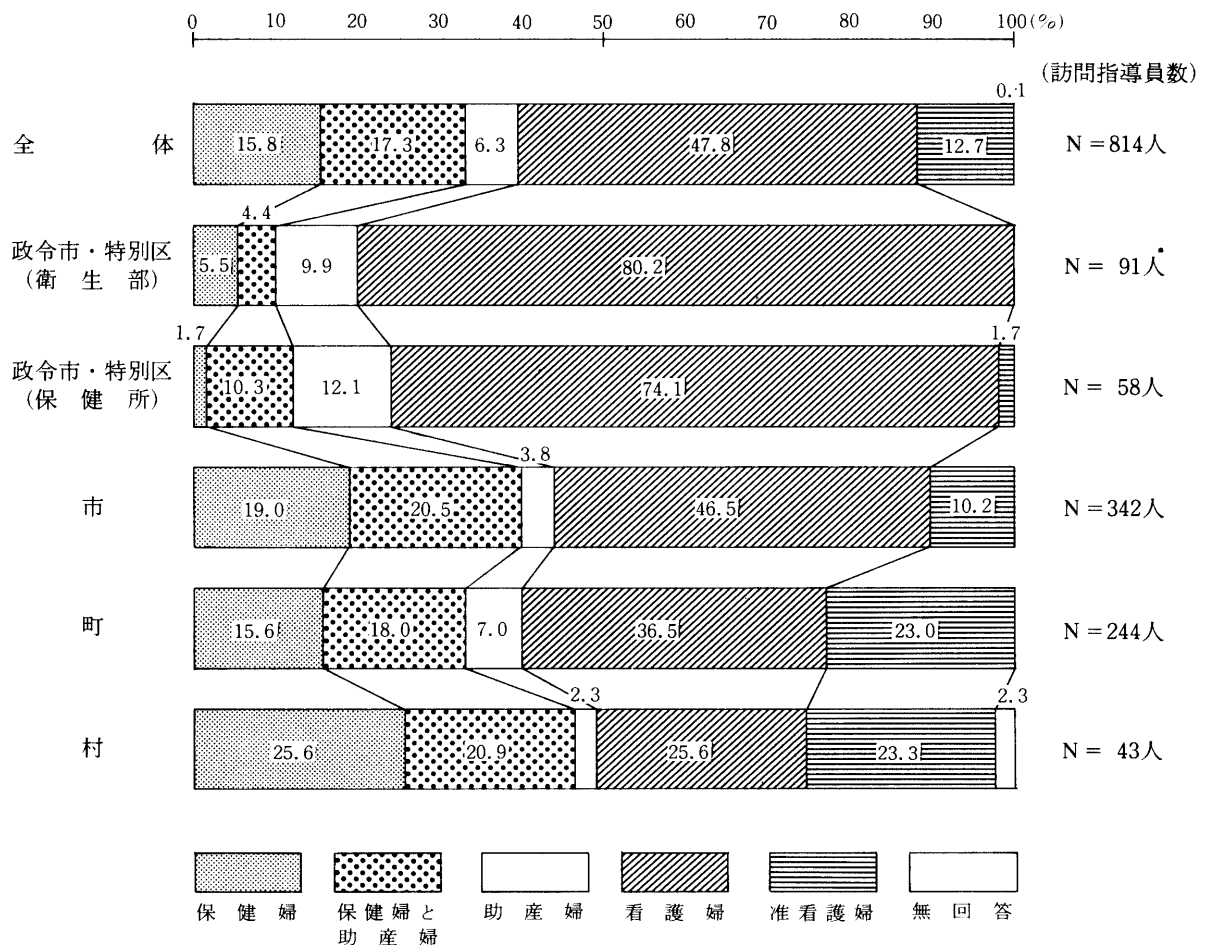
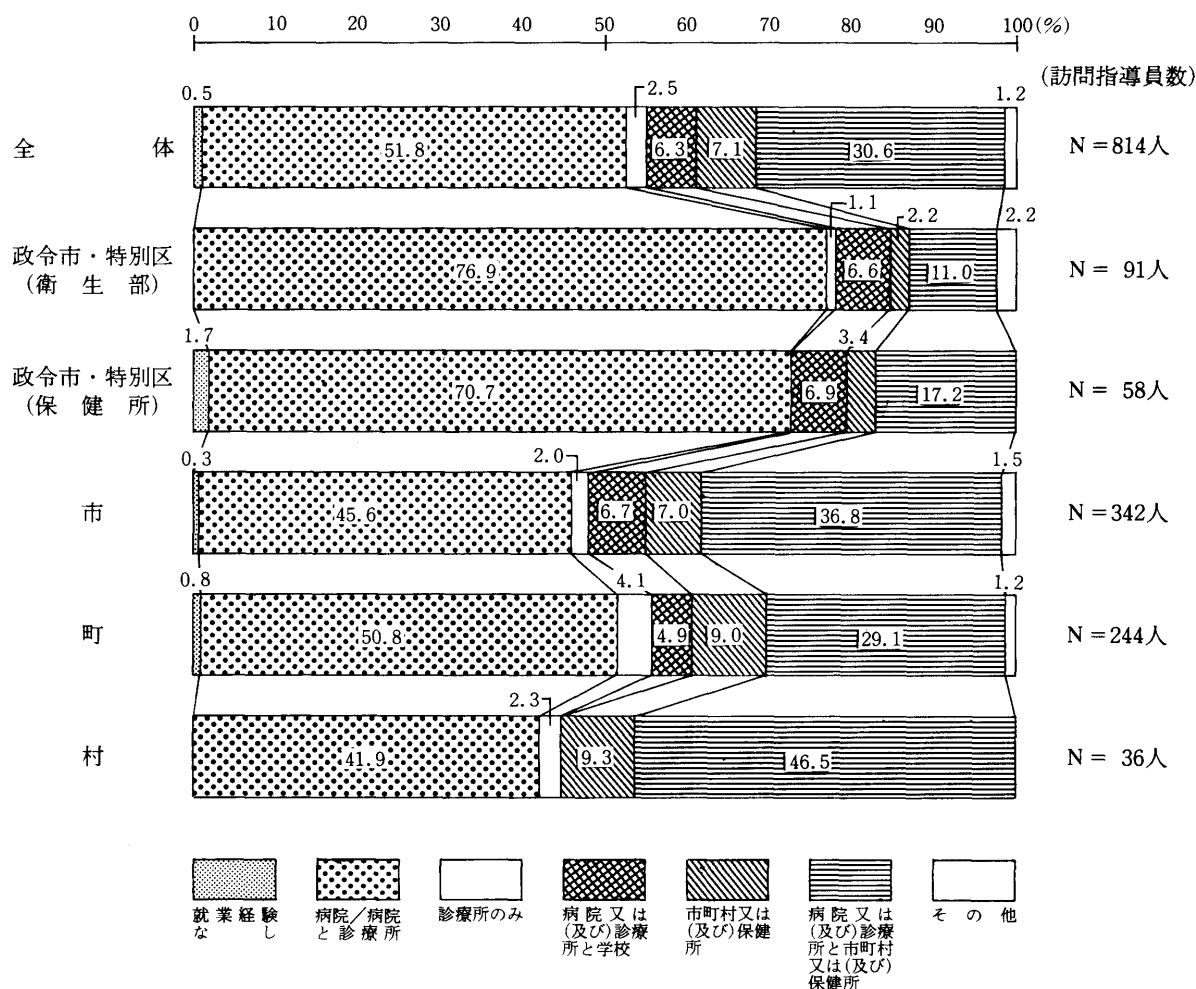


図13 訪問指導従事前の就業場所



IV 保健婦と訪問指導員との関係

1 担当保健婦

市町村対象の調査に回答したのは、その市町村の保健婦のうち訪問指導事業に最も関わりの深い人と思われるが、その立場は〈表20〉のとおりであった。もっとも、看護婦が1～2名しかいない市町村は多く、この場合のほとんどは「地域担

当」と回答していると思われる。又4市町村は「事務職」となっているが、これは寝たきり者訪問指導担当部署に保健婦がない場合である。

これらの保健婦は、訪問指導員の相談に乗ったり、医師やケース・ワーカーなど関係者との間に立って連絡・調整に当る、あるいは訪問指導員の声をくみあげ市町村の施策に反映させるべき立場